

第 67 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

## 第 67 回

### 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和6年5月21日（火）13：00～15：07

会場：農林水産省 消費・安全局第1会議室

（本館6階ドアNo.本-632、ウェブ会議併用）

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. あいさつ

#### 3. 議 事

- (1) 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について  
（答申）
- (2) フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について（答申）
- (3) ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時のゾーニング単位の縮小について  
（報告）
- (4) その他

#### 4. 閉 会

【配付資料一覧】

## 議事次第

### 家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1 - 1 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要
- 資料 1 - 2 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書
- 資料 1 - 3 これまでの審議で挙げた確認事項
- 資料 2 - 1 フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要
- 資料 2 - 2 フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書
- 資料 3 - 1 ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時の市町村単位のゾーニング適用に係る評価報告書概要
- 資料 3 - 2 ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時の市町村単位のゾーニング適用に係る評価報告書
- 参考資料 1 ハンガリー産豚肉に係る家畜衛生条件の概略図

午後1時00分 開会

○松尾室長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第67回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。ございます。

私は、当部会の事務局を担当いたします動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、消費・安全局審議官の熊谷から御挨拶申し上げます。

○熊谷審議官 消費・安全局審議官の熊谷でございます。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。ございます。

第67回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、最近の家畜衛生をめぐる情勢ですけれども、先月、4月29日になりますけれども、千葉県において国内で11例目の鳥インフルエンザの発生確認がなされております。そういった意味では、野鳥の陽性事例も含めてまだまだ予断を許さない状況になっているということでございます。

一方、近隣の韓国・釜山でのアフリカ豚熱の発生、野生イノシシの発生状況でございますけれども、釜山のフェリー乗場の裏山で野生イノシシの陽性が続けて見つかっておりまして、一番最新では25事例の陽性が確認されております。

そういった意味では、農家の方々には飼養衛生管理の徹底を行っていただくとともに、私ども農林水産省は公式のX、旧ツイッターですけれども、SNSでの情報発信に努めているところでございます。例えば北海道の牧場への無断立入事案が発生したことを受けまして、関係者以外農場に立ち入ることのないように注意喚起を行った事例、また、ゴールデンウィークにかけて、先ほど韓国・釜山の話も申し上げましたけれども、海外旅行者へのアフリカ豚熱侵入防止のための呼び掛けということで、国内の皆様方にもアフリカ豚熱ウイルスの侵入であったり拡散を防ぐために取るべき行動を発信したところでございます。こういった点については、国内にいらっしゃる海外からの旅行者の方々にも引き続き情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

さて、本日の議題でございますけれども、まず、米国及びフランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。両議題ともこれまで

牛豚等疾病小委員会で、津田小委員長の下で専門的あるいは技術的な見地から御議論いた  
だいてきたところでございます。この2つの議題につきましては、小委員会での御審議の  
結果について御報告させていただいた上で、本日答申を頂ければと考えております。

また、ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時のゾーニング単位の縮小についてでござ  
います。こちらは事務局から報告させていただく案件として、議題に登録させていただ  
いているところでございます。

本日は、委員の皆様方には専門的な見地からの忌憚のない御発言と活発な御議論をお願  
い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○松尾室長 ありがとうございます。

報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなりますので、御退室をお願いいいたし  
ます。

さて、現在、家畜衛生部会の委員数は20名でございます。本日はウェブでの御出席も合  
わせて15名の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8  
条第1項の規定により、定足数である3分の1以上を満たしていることを御報告申し上げ  
ます。

続きましては、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

まず、先ほど挨拶がありました審議官の熊谷でございます。

○熊谷審議官 よろしくお願いたします。

○松尾室長 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田課長 よろしくお願いいいたします。

○松尾室長 リスク分析班課長補佐の矢野でございます。

○矢野補佐 よろしくお願いたします。

○松尾室長 輸入検疫企画班課長補佐の小佐々でございます。

○小佐々補佐 よろしくお願いいいたします。

○松尾室長 よろしくお願いいいたします。

本日はウェブを併用しての開催となりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

3つの議事がございますが、順番に申し上げます。

まず議事1、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価につ

いてにしましては、資料1-1から資料1-3の3つございます。議事2、フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてに関しては、資料2-1、資料2-2の2つの資料がございます。それから議事3、ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時のゾーニング単位の縮小についてにしましては、資料3-1及び資料3-2がございます。このほかに、参考資料等もございますので、説明に応じて使用いたします。

届いていない資料、落丁等ございましたらお申し付けください。

ウェブの方も、配付されていない資料はありませんね。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからは、議事進行を稲垣部会長にお願いしたいと思います。

稲垣部会長、よろしくお願いします。

○稲垣部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の最初の議事は、答申事項であります米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○松尾室長 それでは、資料1-1を使用して説明いたします。

資料1-1をお手元に御準備ください。

米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書の概要でございます。

本件につきましては昨年12月、家畜衛生部会に諮問させていただきまして、本年3月の牛豚等疾病小委員会において御審議いただきました。小委員会での審議内容については、後ほど津田小委員長より御総評を頂きますけれども、まず、私からリスク評価報告書の概要について説明したいと思います。

では、資料1-1の1ページ、I、背景でございます。

米国では現在に至るまで、家畜豚及び野生イノシシ、いずれにおいてもASFの発生は確認されておられません。しかし、世界的なASFの流行を受け、米国のうち日本政府が輸入を認めている地域において万が一ASFが発生したとしても、日本向けに豚の生体、豚肉及び豚肉加工品の輸出が継続できるよう、米国当局より、ASF発生時のゾーニング適用について2021年2月に要請がございました。

3番目でございますが、要請を受けて、標準的手続に従い、質問票や現地調査を通じた

情報収集を行い、本件に係るリスク評価を行いました。

なお、米国のうち日本政府が輸入を認めている地域は、米国本土、ハワイ諸島及びグアム諸島でございます。

それでは、同じ1ページのⅡ、評価事項を御覧ください。

まず、評価に用いた知見の詳細です。各事項について個別にファクトを並べているものでございますが、これは昨年12月に1度御説明させていただきましたため、詳細は避けさせていただきます。

評価事項はⅡの1、米国の獣医体制に始まりまして、家畜豚の飼養状況、衛生管理、豚のトレーサビリティ制度、と蓄場及び食肉加工処理施設、野生豚の管理及び生息状況、国境検疫措置、ASF診断機能・サーベイランス、家畜豚及び野生豚におけるASF発生時の対応といった国内貿易措置、カリブ地域でのASF発生に伴う対応について評価を行っております。

結果でございますが、8ページのⅢ、まとめを御覧ください。1パラずつ参ります。

まず、1パラ目。

背景や評価に基づく知見として、米国では、連邦政府と州政府が連携し、適切な人員や必要な資材の確保を通じてASF対応計画に定められた防疫措置を実施する体制が整備されています。

2パラ目です。

米国には農場登録義務はなく、州を越えて子地区豚を移動する際、州内外を問わず、と蓄場に家畜豚を出荷する際には施設識別番号であるPINが必要となります。これらに該当する取引を行わない農場についてはPINの取得の義務はなく、州の下で農場の把握については州政府の管理に任されています。

3つ目のパラです。

連邦政府は州政府にPINを含めた農場データベースを作成することを強く推奨し、連邦が掲げるトレーサビリティの強化目標達成へのロードマップを米国獣医当局地域事務所の獣医官に提出させ、州における取組状況を監督しています。

4つ目です。

また、豚肉についても、由来農場のPINから、ASF発生農場及び疫学関連農場に由来する豚の肉が含まれる可能性のある製品とロットの範囲を迅速に特定することが可能となっております。

5つ目。

米国では、未加熱の残飯給与については法的に規制されており、飼料を介したASFの侵入防止対策が取られていますが、平時において農場のバイオセキュリティガイドラインへの順守義務が課されていないことから、必ずしも全ての商用農場で一定の水準のバイオセキュリティが確保されているとは言えません。一方で、疾病発生時には、制限区域内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準を満たす必要があり、農場間の伝播リスクは適切にコントロールされ得る体制がございます。

6つ目のパラです。

野生豚については、連邦政府の管理プログラムのもとで州政府と連携しながら計画的な駆除が行われており、一部の州においては個体数削減又は撲滅に成功しています。また、野生豚を対象としたASFを含む重要海外悪性伝染病の検査を連邦政府が行うなど、一定の監視体制があると考えられます。

下から2つ目、7番目のパラです。

ASFを摘発するための家畜豚及び野生豚を対象としたサーベイランス体制が構築されており、早期摘発や発生時の診断のためのシステムが整備されていると考えられます。

8番目のパラです。

発生時の措置については、連邦政府の指揮のもと発生農場における殺処分、72時間の全土移動停止、制限区域の設定、疫学調査の実施及び物品の移動制限等の防疫措置が迅速に講じられるように防疫計画が策定、更新されており、その内容は妥当であると考えられます。ただし、米国において農場データベースの構築状況等が州により異なる可能性があることに加え、これまでにASFが発生していないため、実際に発生した際に講じられる防疫措置の実効性について詳細な情報提供を求める必要があります。

9ページに入っています。

「以上のことから、」でございます。

以上のことから、米国ではASFの発生を早期に摘発し、適切な防疫措置を嫉視するために必要な体制が確保されていると考えられます。また、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられます。

最後のパラです。

一方で、ASFが実際に発生した際の野生豚での発生地域における農場への侵入防止対

策や制限区域からの移動制限などの具体的な防疫措置の実効性については、不確実性が残ります。また、同一経営の関連農場も多くございまして、その一部が州をまたいで存在する可能性があることにも留意が必要です。そのため、ASFが発生した際に、農林水産省はその発生事案に対して実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受け、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、当該発生事案を勘案した地域主義の適用の可否について判断する必要があります。

以上がリスク評価書の概要でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

○松尾室長 続きまして、以前の御質問が残ってございましたので、そちらの回答も併せてやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲垣部会長 お願いします。

○松尾室長 続きまして、以前、家畜衛生部会とその下にあります牛豚等疾病小委員会の議論の中で、幾つかの疑問点とか明らかにしてほしいといった宿題を負っておりますので、その点について御説明させていただきたいと思います。

資料1－3をお手元に御準備ください。

こちらの資料は非公表資料となっておりますので、委員の先生に限ってお渡ししているものでございます。

まず、第65回家畜衛生部会において頂戴した質問でございます。

1 ページの1、農場バイオセキュリティの強化を御覧ください。

初めの御質問は、1) にありますように、米国では過去にPED——豚流行性下痢症でございますが——の大規模な発生がありましたが、その経験を現在の疾病管理措置にどのように活かしているかという御質問でございます。

この中で、下にある（答）の①PEDの疫学調査を御覧ください。

2013年5月に初めてPEDの発生が確認され、以降急速に拡大したことを受けまして、2014年に米国農務省は調査チームを結成し、米国へのウイルス侵入経路について調査を行いました。その結果、ウイルスに汚染されたフレコンバックを用いて輸送された資料の広域な流通に伴って感染が拡大した可能性が高いと考えられたことを受け、2015年にフードセーフティ・モダナイゼーション・アクトを制定して、食品事業者は飼料の輸送車両や輸送用の資材を洗浄すること、こういったことを含む事項が求められる形になってございます。

2つ目ですが、2ページの②を御覧ください。発生時の対応でございます。

2014年7月、米国農務省はPEDを含む豚のコロナウイルス感染症が発生した農場を対象として、ウイルスのまん延防止策を含む農場管理計画の作成を促すガイドラインを公表してございます。

PEDの発生を受けまして米国当局は、ほかにも2ページの真ん中下、③にございます非動物由来飼料原料による豚のウイルス性疾患の伝播に関する評価を行ってございまして、3ページの下の方、④豚健康改善計画——US SHIPを作成したりしてございます。詳細については後ほど御覧ください。

続きまして4ページの真ん中下に書いてございますが、2)の質問でございます。

飼養頭数25頭以下の小規模農場が全米農場の約7割あるとのことだが、それらの農場のバイオセキュリティレベルを担保するために当局はどのような取組を行っているのかという御質問がございました。

APHIS——家畜衛生の当局でございますが——は、キャンペーンを通じて小規模農場及びペット飼養者に向けてバイオセキュリティ対策等についてウェブページで情報提供を行うとともに、ASF発生時の通報の重要性について啓発を行ってございます。

ほかにも米国農務省は、小規模農場が多く含まれると想定される屋外で豚を飼育している農場を対象としたバイオセキュリティガイドラインを作成するとともに、小規模農場を含む全農場のバイオセキュリティ計画の作成や評価を助けるツールを大学を通じて運用してございます。

州政府も、小規模農場を含む全農場に対してバイオセキュリティや疾病発生時の通報の重要性について啓発しておりまして、必要な訓練の場も同時に提供していると伺ってございます。

5ページを御覧ください。

2、通報体制に関する御質問を受けてございます。

まず1)飼養者に通報義務がないとのことだが管理獣医師がいない小規模農場も存在すると思われる。このような農場からの早期通報を担保するためにどのような取組を行っているのかという御質問がございました。

先ほど一部御紹介しましたが、連邦及び州政府の職員並びに普及員が随時、通報の重要性について啓発してございます。また、アイオワ州など養豚が盛んな一部の州においては、州法によって、農場の規模にかかわらず飼養者に通報義務が課されているということでご

ざいます。

6 ページ、2) の質問になります。

通報を飼養者が怠っても罰則はないとのことだが、殺処分の補償金や民間保険会社による保険金の減額や、民事訴訟による賠償金の請求事例はないのかという御質問がございました。

通報を怠り民事訴訟となった事例は、これまでにはないということでございます。

また、通報を怠ったことによるペナルティもないんですが、ASFの確定診断がされる前に死亡した動物は政府による殺処分に係る補償金の支払い対象とはならないとされておりますので、通報が遅延することで補償金は減額される形になってございます。

続きまして、3、サーベイランスに関する質問でございます。

まず、1) アクティブサーベイランスの目標数の設定の根拠（有病率の設定値、早期の摘発をするのに十分な数であるなど何かしらの根拠があって設定しているのか）という御質問でございました。

アクティブサーベイランスにつきましては、USDAは目標サンプル数を設定してございます。この目標サンプル数に合わせて米国が計算した有病率が7 ページの上の表になります。こちらを御覧ください。

豚の分類、一番左に「枠組み」とありますが、例えば病気の豚の場合は目標サンプル数を6,500と定めている、そこから考えると検出可能な有病率は0.0004になりますよという形で病気の豚、と蓄場、高リスク施設、野生豚とそれぞれ回答が来てございます。

この表ですけれども、リスクに応じて目標サンプル数を州に割り当てたということでございます。例えば南部の野生豚が多く生息する州の目標サンプル数は多くなってございまして、生息数が少ない北部の州は少なく設定しているということでございます。このことから、各州で検出可能な有病率は異なってくると報告を受けてございます。

次に7 ページの下、2) 2022年は76件の通報に基づくASF検査が実施されているが、死亡しかつASFを疑う野生豚の検査実績はこれに含まれるのかという御質問でございます。

ASFを疑う野生豚が確認された場合には、この御質問にあるFAD検査——フォーリンアニマルディゼイズ、彼らで言う海外悪性伝染病の調査が実施されます。76件の野生豚の検査実績は、ここに含まれます。これまで2022年と2023年にそれぞれ2件、野生豚についてFAD調査が実施されたということでございます。

続きまして8ページ、4、ペットの豚に関する御質問でございます。

ペットの豚から家畜豚、野生豚からペットの豚への感染への対策はどのように行っているのか。また、ペットの豚の飼育実態を当局は把握しているのかというのが御質問でございました。

現状、APHIS——米国農務省の家畜衛生当局は、ペットの豚の飼養実態を把握していないということでございます。しかしながら、2024年に、ペットの豚やバックヤードで豚を飼育する施設数等について調査を行い、飼養実態や感染症の伝播リスクについて把握する予定と伺ってございます。

続きまして、第96回牛豚等疾病小委員会が出た確認事項について、問いと回答という形で御説明させていただきます。

8ページの5、野生豚を御覧ください。

質問は、野生豚の行動範囲の大きさはどのくらいか。（野生豚がASFに感染した際に、どのくらいの速度で拡散するのか。）という御質問がございました。

米国農務省の調査によりますと、米国における野生豚の行動範囲は6か月のモニタリング検査の結果、最頻値で3.7平方キロメートル、1年間のモニタリングでは9.7平方キロメートルということでございます。

また、ASFのウイルスの拡散速度は、欧州における研究では、1か月に0.7から1.5キロメートルの速度でゆっくりと野生豚の集団内を拡散していくとされてございます。米国では、ASF発生時に発生地点から少なくとも半径10キロメートル、面積にすれば300平方キロメートル程度が制限区域に指定されますので、設定範囲については妥当だろうと考えてございます。

同じく8ページの6、72時間の全土移動停止措置についてでございます。

ASF発生時の72時間の全土移動停止措置はどのように周知されるのかというのが御質問でございます。

ASF確定陽性例が確認された場合、USDAは緊急事態宣言を発出します。その際、USDAはASF発生時の72時間の全土移動停止措置について、公式のニュースリリース及びソーシャルメディアで発信します。このメッセージは各州の獣医当局及び養豚業界団体の広報及びソーシャルメディアでも拡散されます。また、獣医師や普及員も活用し、全ての農場に全土移動停止の情報を届ける予定と伺いました。

続きまして、9ページを御覧ください。

7番の質問です。

空海港や不法上陸ボート等から押収した違反品からのASFウイルスの検出実績はあるのかというのが御質問でございます。

回答は、これまで押収された違反品について検査は行っていないということでございます。押収された違反品は、いかなる種類のものであれ病原体を含むバイオハザード物質と指定を受けて、例外なく焼却しているということでございました。

次に、8番の質問です。

と蓄場における車両消毒は義務となっているのかという御質問がございました。

米国では、と蓄場における車両消毒の義務はないということでございます。ただし、ASF発生時に制限区域内に位置する農場では、SPSプランというバイオセキュリティ基準の遵守が求められることになってございます。このSPSプランに基づいて、農場の衛生管理区域へ入場する際には車両消毒が行われるということでございます。

以上が資料1-3、今までに頂いた御質問に対する回答となります。

最後に、参考資料も御覧ください。地図のページです。

これはハンガリーの地図なんですが、具体的な輸入条件について今、どのような感じで想定しているのか、実際のハンガリーの例から御説明したいと思っております。

具体的な輸入条件は、今回の部会で答申を頂きましたら各国と協議する形になります。現時点でアメリカに対して、ASF発生時にゾーニングを適用する輸入条件は、当然まだ決まっていないのでございますが、具体的なイメージとして、今、このハンガリーの地図を参考資料として付けさせていただきました。

ハンガリーの場合、東——右側——に黒とか紫とか赤色のエリアがございます。これがASFの発生による制限区域です。豚の移動が制限されているという意味です。ハンガリーから日本への輸出に際しては、更に制限区域からバッファを取って、この制限区域が含まれる県を全て発生県と見なす上乗せ措置を設けております。

左側、西に青い枠で囲った区域がございますが、この地域が対日輸入の観点から日本が清浄と認める地域です。ですから今、赤い地域よりずっと空けた上で、西側だけという輸入条件となっております。

ASFの発生時、対日輸出可能な施設は、原則的には、清浄地域の農場から豚を受け入れている、清浄地区にあると蓄場であることとなります。この図で言いますと、青枠の清浄区域内にある対日輸出施設は、原則として青枠の清浄区域から豚を受け入れることは可

能ですけれども、青枠の外のエリアから豚を受け入れることはできません。ですから東側の地域であったりそのバッファの間の地域、ここからは豚は受け入れないでくださいということになります。

ただし、ハンガリーについては特定の条件を満たせば対日輸出施設への清浄区域外からの搬入が認められる、こういった例外も付けてはございます。このような例外措置をどこまで認めるかは、先ほど御説明しましたけれども、米国における州内移動におけるトレーサビリティが推奨にとどまることとなつてございますので、今後の協議において上乗せ措置を検討していく形になります。

ハンガリーについては県がゾーニング単位となっておりますけれども、米国の場合、これよりもっと広い地域である州を単位として想定しているのが現状でございます。

事務局からの説明は、以上です。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、続けてアメリカにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、牛豚等疾病小委員会での議論の結果概要について津田委員長から御報告をお願いいたします。

○津田臨時委員 牛豚等疾病小委員会の津田でございます。

それでは、御報告させていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたが、令和6年3月19日に開催されました第96回牛豚等疾病小委員会にて、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について審議いたしました。

小委員会においては、事務局から米国における獣医組織体制や国内防疫措置等、先ほど御説明いただいた事項について説明を受け、それについて審議を行いました。

委員からは、資料1-3にまとめられました内容等について質問がありました。こちらは先ほど事務局より詳細な説明がございましたので、説明の重複は避けます。

各種情報を踏まえ、事務局において各項目についての評価結果をリスク評価書に明記するとともに、総合評価として「米国では、ASFの発生を早期に摘発し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法令が整備されていると考えられる。また、米国には、仮に日本が指定する地域又は農場由来の製品のみを輸出することを条件とした場合でも対応可能な体制が備わっている。仮に米国内でASFが発生したとしても、適切な防疫措置を講じる体制が一定程度整っていると考えられる。一方で、農場登録制度や具体的な

バイオセキュリティ措置などが州によって異なることに加え、米国はASF未発生国であることから、初めてASFが米国国内で発生した際には防疫措置の実施状況や実効性に関する情報を収集し、あらかじめ取り決めた要件の遵守状況を確認した上で輸入継続の可否を判断する必要がある」という旨を評価書に明記いたしました。

結論ですが、「米国に対し、適切な上乘せのリスク管理措置を課すとともに、ASFゾーニングを適用して、発生が認められない地域に限定して生鮮豚肉の輸入を解禁することにより、我が国にASFが侵入するリスクは極めて低くなると考えられる」としました。

ただし、先ほど申し上げたとおり、ASF発生時の防疫措置に関する情報の収集や衛生条件の遵守状況を確認した上で、地域主義適用の可否について判断すべきと再度申し上げます。

小委員会としては、この評価内容を承認いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

次の議事もございますので、簡潔にお願いできればと思います。

○日高オブザーバー 私も牛豚等疾病小委員会に出ていて承認した方なんですけれども、ちょっと教えてほしいことは、日本の場合、家伝法などがありまして、伝染病が出たときには、例えば糞尿にしても堆肥にしても持ち出さないということが記載されていますけれども、アメリカにはそういう決まりがあるのでしょうか。

それというのも、例えば大規模の養豚場などは周りに畑があって、そこから直接飼料工場があり、そういう感じでやっているわけですね。ということは、やはり養豚場でできたものを散布することによって土地に還元して、やっていくということなんですけれども、後でフランスのこともあるんですけれども、フランスでは壁とかそういうもので周りを囲ってうんぬんということで、しっかりした体制をしているんですけれども、アメリカの場合には土地も広いということで、そこをフェンスでうんぬんというのは大変難しい問題だと思うんですけれども、そういう面で、先ほど津田委員長からお話がありましたように、ほかの国に比べたら少し緩いのかな——というか、今まで経験したことがないので、そこ辺りがアメリカとしてはなかなか難しいし、地理的な条件もあるかと思うんですけれども、実際問題そのように糞尿の移動禁止といった辺り、そういう法律はあるんですか。

○松尾室長 詳細については今後、一部確認する必要がありますが、まず、ASF発生時に

全土で豚の移動が72時間止まるというお話を先ほどさせていただきました。生きた豚、死んだ豚含めて全て1回止まります。その間に疫学情報など全てを確認する形になってございます。その後もサーベイ等を通じて周辺農場の清浄性も確認することになってございますので、我々は実施体制を確認しながら輸入を決める、ということになります。

日高オブザーバーがおっしゃいますように、そこで懸念がある場合は当然全土停止という形になりますので、そこは実態を確認しながらやらせていただきたいと私どもは考えてございます。

○日高オブザーバー 私が言うのは、結局そういう輸送とか、豚の移動は止まりますよね。そうではなくて、実施的に農場の中にあるものを農場の周りに散布するといったことは、日本の場合には、たしか口蹄疫のときもそうだけれども、ストップですよね。72時間うんぬんではなく、出た地域のもは一切出さないことが決まっていますよね。それに似た規制がアメリカにはあるのかという話です。

○矢野補佐 ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。

もしお手元に資料1-2がございましたら、117ページを御覧いただければと思います。

こちらSPSプランというものでございまして、ASF発生時には、制限区域内にある農場はこのSPSプランに記載されているバイオセキュリティ基準を遵守する必要があります。ここに糞尿の管理あるいは死体の管理等、今、日高オブザーバーより御質問を頂いたところについて記載がございます。

○松尾室長 117ページの一番下、8番、糞尿の管理というところでございます。

○矢野補佐 ここに書いてあるとおりですが、「糞尿は、感受性家畜が病原体に暴露されることを防ぎ、州や地方など規制当局の要件を満たす方法で保管および除去されること」ということで、一定の処理がなされることはこちらから分かるかなと思います。

○松尾室長 続けて118ページの上、疾病発生時に敷地外への移動が許可されない場合に備えて、糞尿を敷地内に保管する計画をつくっておきなさいという形になっているというのが彼らから示された内容でございます。

○日高オブザーバー 分かりました。

もう一つ、先ほど資料1-3の7番で、押収されたものは例外なく焼却されると書いてあるんですけども、日本の場合には一応やりますよね。

○松尾室長 日本の場合は、極めて疑わしいものについては調べるという形でやっています。

○日高オブザーバー 疑わしいものを調べることによって、結局、海外のどの地域からどういうものを持ち込んで、日本の場合には水際対策をやってきたわけですね。防疫官の権限等を強化したり、もろもろやってきたわけですが、このアメリカあたりのやり方は、結局全部焼却してしまうから、押収したもののの中からそういう……、何というのかな、日本みたいなやり方をした方が、どこから入ってきてどのようにして、では、それに対する水際対策をどのようにやろうかということができののかなと思ったので、やはりこの辺りはアメリカも実施した方が、そういうリスク管理をした方がいいのかなとはちょっと思いますけれども。

○松尾室長 私ども、日米でよく検疫協議というものをやります。来月も予定していますので、日本はこういう対策をしているんですよ、こういうものを見つけましたよと御紹介しながら、日高オブザーバーのおっしゃるように、そういうやり方をしてはいかがですかというお話は先方にしていきたいと思ってございます。

○日高オブザーバー お願いします。

○稲垣部会長 日高オブザーバー、よろしいですか。

○日高オブザーバー はい。

○稲垣部会長 そのほかの委員はいかがでしょう。

オンラインの方は大丈夫ですか。

御意見、御質問ないということでございますので、アメリカにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議のある方は御発言をお願いします。

オンラインも含めて大丈夫ですか。

○矢野補佐 大丈夫です。

○稲垣部会長 異議がないということでございますので、事務局は答申文案を配付願います。

(答申案配付)

○稲垣部会長 配付されましたので、家畜衛生部会からの答申案を読み上げさせていただきます。

答申。

令和5年12月22日付け5消安第5491号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

米国におけるアフリカ豚熱発生時の生鮮豚肉の輸入について、米国に対し、適切なリスク管理措置を課すとともに、アフリカ豚熱のゾーニングを適用して、発生認められない地域限定することにより、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御異議のある場合は御発声をお願いしたいわけですが、オンラインの方も大丈夫でしょうか。

それでは、異議がないと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

ここで10分程度休憩を取りたいと思います。13時55分に再開したいと思いますので、お願いいたします。

(休 憩)

○稲垣部会長 定刻の13時55分になりましたので、再開いたします。

冒頭、事務局より御発言がございました。よろしく申し上げます。

○松尾室長 先ほど米国におけるアフリカ豚熱発生時の生鮮豚肉の輸入へのゾーニング適用についての答申を頂きましたが、その際、表示しました答申案、配付しました答申案に抜け字がございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

今、表示しております「記」の中で、まず1行目、「米国における」の「に」が抜けてございました。「米国におけるアフリカ豚熱発生時の……」とすべきところ、「に」が抜けておりました。赤字で示してございます。

それから、3行目でございます。2行目からの続きで「発生認められない地域に限定することにより……」の「に」が抜けてございました。

大変失礼いたしました。誤った答申案を示しましたが、日本語上「に」という字を入れさせていただきたいと考えてございます。

○稲垣部会長 「に」の抜け字が2か所あったということで、事務局の御説明で御了解を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて、答申事項でありますフランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○松尾室長 資料の右肩に「資料2-1」と書いたものを御覧ください。

資料2-1「フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要」に基づいて説明させていただきます。

本件につきましては、2020年7月に家畜衛生部会に諮問させていただき、2020年8月、本年1月に牛豚等疾病小委員会において御審議いただきました。小委員会での審議内容については後ほど津田小委員長より御総評いただきますけれども、まずは私からリスク評価報告書の概要について説明させていただきます。

まず1ページ、I、背景でございます。

上からですが、フランスでは現在に至るまで、家畜豚及び野生イノシシのいずれにおいてもASFの発生は確認されておられません。しかし、2018年度9月に隣国・ベルギーの野生イノシシでASFが発生し、それがフランス国境からわずか20キロメートルの地点であったことから、フランス当局はASFの侵入リスクが高まったと考え、万が一フランスでASFが発生したとしても日本向けに豚肉及び豚肉製品の輸出が継続できるよう、フランス当局より、ASF発生時のゾーニングについて2018年11月に適用要請がありました。

この要請を受け、標準的手続に従い、質問票や現地調査を通じた情報収集を行い、本件に係るリスク評価を行いました。

これに当たって、まず、ヨーロッパ全体のASFの発生状況について現状を御説明させていただきますと思います。

12ページを御覧ください。

中ほど下、ヨーロッパにおけるアフリカ豚熱発生状況が書かれているかと思えます。

この赤は飼育豚にもアフリカ豚熱が発生している国、黄土色は野生イノシシのみに発生している地域ですが、両方合わせると、もうほぼ欧州をカバーしているのが現状です。2020年以降で言うと、右下、南のギリシャの方とか真ん中、ドイツで確認されていますし、真ん中のイタリアにおいても2022年に確認されています。2023年にはイタリアの東側のクロアチア、それから北のスウェーデンで発生確認がございます。今年に入りまして1月にはモンテネグロの野生イノシシでも発生が確認されておりますし、フランスと国境を接するドイツ、イタリアにおいても家畜豚、野生イノシシで発生が確認されています。フランスの隣国、ベルギーでは2018年に野生イノシシで発生が確認されましたけれども、2020年10月には清浄化されたという報告がございます。

では、説明に戻ります。1ページに戻ってください。

II、評価事項でございます。

フランスについても、先ほど説明させていただきましたアメリカ同様、評価に用いた知見の詳細についてはこれまでこちらでも御説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

評価事項としましては、獣医当局、法制度といったフランスの獣医組織の体制、家畜豚の飼養状況、衛生管理状況及びASF対策、豚のトレーサビリティ制度、と蓄場及び食肉加工処理施設、野生イノシシの管理及びASF対策、国境検疫措置、ASF診断機能並びに国内防疫措置として野生イノシシにおけるASF発生時の対応、家畜豚におけるASF発生時の対応、こういったことについて事実関係、情報収集に努めさせていただいて、評価を頂いたところでございます。

その結果でございます。7ページのⅢ、まとめを御覧ください。

まず、1パラから。

フランスでは、中央と地方当局の連携を通じて、適切な人員や必要な資材の確保が図られ、防疫指針に定められた措置を実施する体制が構築されていると考えられました。

2番目のパラです。

農場の管理については、平時より農場が遵守すべきバイオセキュリティ基準が法令で定められ、違反すると豚の出荷・入荷禁止や操業停止等が課されることになってございます。

3つ目のパラです。

1頭でも豚を飼養する者には所有者登録が義務付けられており、国内の全ての養豚農場の登録情報及び豚の識別情報、並びに移動履歴をデータベースに登録する義務がございます。と蓄場で加工された豚肉、豚肉製品にはEUの規則に基づきまして加工・流通業者にトレーサビリティの確保の義務が課されております。万が一家畜豚でASFが発生した場合には、発生農場及び疫学関連農場に由来する肉が含まれる可能性のある製品の品目とロットの範囲を特定することが可能なシステムができてございます。

8ページに移ります。

一番上のパラです。

野生イノシシについては、平時の対策として、狩猟者と当局によって死亡野生動物を発見した際の通報・採材及び死亡要因究明の取組や、狩猟した全ての野生イノシシを対象とした有資格者による検査が行われています。隣国、ベルギーの野生イノシシでASF発生が確認された際には、ベルギー国境地域に接するフランス側で積極的狩猟による個体数の削減、逸走防止のためのフェンスの設置や死亡野生イノシシの検査等を実施するとともに、

フランス全土で死亡野生イノシシを対象とした強化サーベイランスが実施され、更に2022年のドイツ西側及びイタリアでの発生を受けまして、国境地域における野生イノシシのサーベイランスが強化されました。

2パラ目です。

フランスでは、国内でASF発生が確認された場合に迅速な対策が講じられるよう、国内法令及びASF防疫指針、こういったものが作成、整備されており、野生イノシシで発生した場合には狩猟者による通報体制及びサーベイランス体制が整備されていること、隣国での発生を受けた措置の実績から、封じ込め対策を効果的に講じることは可能と考えられます。家畜豚での発生の場合には、農場等の豚飼養施設の登録情報が当局のデータベース上で管理され、豚の移動履歴も即時に確認が可能であることから、疫学調査や移動制限等の防疫措置を円滑かつ迅速に実施できる体制が整っていると考えられます。これらに加え、隣国での発生を受けて実施された農場調査やサーベイランス及びバイオセキュリティ強化等の実績から、仮に発生があっても早期に封じ込めることが可能な能力を有していると考えられました。

8ページの3番目のパラです。

しかしながら、これまでにフランス国内がASFが発生していないため、発生した際には実際に講じた防疫措置やサーベイランス結果について詳細な情報を求める必要があると考えられます。

以上のことから、フランスではASFの発生を早期に摘発し、適切な感染防止措置を講じるために必要な体制が確保されており、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合であっても、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられます。

8ページの最後のパラです。

一方、制限区域の設定の妥当性やそれに基づく移動制限など、ASF発生時に実施される具体的な防疫措置の実効性には不確実性が残るため、ASFが初めてフランスに侵入した際には、農林水産省はその発生事案に対して実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受けまして、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上でゾーニング適用の可否について判断する必要があると考えております。

また、フランスも米国同様ハンガリーの例を基本としておりますので、今後、ゾーニングを適用した際の措置についても協議を行いたいと考えてございます。

以上が事務局からの説明になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

続きまして、フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、牛豚等疾病小委員会での議論の結果概要について津田委員長から報告をお願いいたします。

○津田臨時委員 それでは、御報告させていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたが、令和2年8月31日に開催されました第60回牛豚等疾病小委員会と本年1月30日に開催されました第95回牛豚等疾病小委員会にて、フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について審議いたしました。

小委員会においては、事務局からフランスにおける獣医組織体制や家畜豚の飼養衛生管理状況等、先ほど御説明いただいた事項について説明を受け、それについて審議を行いました。

委員からは、令和2年8月31日に開催された第60回小委員会において、フランスがASF未発生国であることから、ゾーニングを実際に適用する際にフランスが講じる防疫措置等について、事務局は追加で情報を収集すべきという指摘がありました。

令和6年1月30日に開催された第95回小委員会では、前回の指摘を踏まえて、ベルギー、イタリア及びドイツといった隣国でASFが発生した際にフランスが講じた管理措置について、追加で収集した情報も加味して審議しました。フランスは、実際にこれらの国でASFが発生した際に、サーベイランスを強化する区域の設定や各種防疫措置を国境付近で講じた実績があり、未発生国ではあるものの、発生時に適切な措置が講じられることが期待できると考えました。

このような審議を踏まえ、事務局において各項目についての評価結果をリスク評価書に明記するとともに、総合評価として、フランスでは、ASFの発生を早期に摘発し、的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法令が整備されていると考えられる。また、フランスは、仮に日本が指定する地域又は農場由来の製品のみを輸出することを要件とした場合でも、対応可能な体制が備わっている。ベルギー国境で実施した防疫措置の経験から、フランス国内でASFが発生したとしても適切な防疫措置を講じる体制が一定程度整っていると考えられる。一方で、フランスはASF未発生国であることから、初めてASFがフランス国内で発生した際には防疫措置の実施状況や実効性に関する情報を速や

かに収集し、あらかじめ取り決めた要件の遵守状況を確認した上で輸入継続の可否を判断する必要がある旨を評価書に明記いたしました。

結論ですが、「フランスに対し、適切な上乘せのリスク管理措置を課すとともに、ASFゾーニングを適用して、発生が認められない地域に限定して生鮮豚肉の輸入を解禁することにより、我が国にASFが侵入するリスクは極めて低くなると考えられる」とし、小委員会としてこの結果を承認しました。

この旨、御報告申し上げます。

以上で牛豚等疾病小委員会の報告を終わります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、どうぞよろしくお願いたします。

○日高オブザーバー フランスに対する質問ではないんですけれども、日本の野生イノシシの対策ということで、8ページの上を書いてあること、野生イノシシに対することも今、農林水産省でやっていますけれども、ASFのときの死体搬出の方法とか、諸々ありますよね。狩猟者に対して、そこで採材して有資格者による検査が行われるという項目がありますけれども、これについてもやはり日本も、なかなか難しいと思うんですけれども、検討する余地はあるかと思えます。せつかく野生イノシシのあれをつくったから、そこ辺りも検討していただきたいと思えます。

これとはちょっと関係ないですけれども。

○松尾室長 今回の資料については、同じ課内でございますし、同じチームとして国内の対応を考えているチームにも共有して、国内対策という形でいろいろなやり方を考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○稲垣部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○二村委員 フランスの場合、海外の県——というんでしょうか——があるかと思うんですけれども、そちらのリスクだとか、そういうところから入ってくるもののリスク管理みたいなことについて、もし情報があればコメントを頂ければと思えます。

○松尾室長 まず、今回対象になっている地域は、基本的にはフランス本土でございます。海外県、アフリカの横にあたりいろいろな地域にあると承知しておりますが、そこについては検疫対象になっていると認識してございますので、基本的には外国の扱い、若しく

はEU加盟国のものが来るのと同様——よりはちょっと厳しくしていると認識してございます。

○二村委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほか、いかがですか。

オンラインの方、よろしいですか。

ないということで、ありがとうございました。

それでは、フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のある方は御発声をお願いします。

○日高オブザーバー よろしいでしょうか。

先ほどアメリカのものをやったんですけれども、やはりヨーロッパの——今回はフランスですけれども、先ほどの諮問に賛成したんですけれども、やはりフランス、EUとアメリカのゾーニング適用の調査票は大分乖離があると思うんですよね。ですからその辺りも——結局、日本政府が外国に対してこのゾーニングを適用するときの基準というか、それをある程度設けて相手の国と交渉することも必要なのかなと思っておりますので、その辺りをよろしく願いしておきます。

○松尾室長 日高先生、ありがとうございます。

おっしゃること、そのとおりだと思っております。先ほどアメリカのときにも説明させていただきましたが、アメリカは不確実なことが多い、ですから最初に適用するときにはしっかり確認しなさいという評価結果にもなってございました。また、今、唯一ASFのゾーニングを適用しているのはハンガリーでございますが、これは県単位であるという御紹介もしましたが、アメリカでの最初の適用はもっと大きな州、大きくバッファが取れるところからやることも考えて、上乘せ措置は当然実際やっていることを考えた上で追加していくことを私ども、考えてございますので、今、日高先生から評価そのもののお話もございましたが、私ども行政側として、運用するときにはどのような措置を追加していくかは考えていきたいと思っています。

○日高オブザーバー それは分かるんですけれども、このようにして家畜衛生部会に下ろされて皆さんで協議するとき、ある一定の基準があった方がその見直しを新たにこういうふうにして……、フランスの場合はEUの中で結構迫ってきているから、アメリカとかカナダの場合はまだ対岸の火事というか、遠くにあると思うんですけれども、そういう意

味で、ゾーニングの適用について相手国から来た場合の基準をもう少し揃えてもらえれば、私たち家畜衛生部会委員としても審議しやすいのかなと思ったので、そういうことを提案しただけであって、アメリカにこうやって、同じようにほかのところにも農林水産省の職員が行ってやり取りをしているんだらうけれども、やはりそのやり取りが大分乖離しているのかなと痛切に感じるので、判断基準として、その辺りにもう少しちゃんとした、平準化したというか、そういうものがあると審議しやすいし、意見もそんなに出ないのではないかなと思ったので一言提案したいと思っております。

○松尾室長 分かりました。評価に当たっての御意見を頂きました。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○稲垣部会長 今の日高オブザーバーの御指摘については、農林水産省の方で今後、御対応していただくという御理解で、先に進めたいと思います。

ほかに御意見はございませんね。

では、異議なしということで、事務局から答申文案を配付願います。

(答申案配付)

○稲垣部会長 それでは、家畜衛生部会からの答申案を読み上げさせていただきます。

答申。

令和2年7月31日付け2消安第1920号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

フランスにおけるアフリカ豚熱発生時の生鮮豚肉の輸入について、フランスに対し、適切なリスク管理措置を課すとともに、アフリカ豚熱のゾーニングを適用して、発生認められない地域に限定することにより、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御意見ある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですね。

異議がないと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

それでは、最後の議事に移ります。

報告事項であるブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時のゾーニング単位の縮小について、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○松尾室長 ブラジルにおける鳥インフルエンザ発生時のゾーニング単位の縮小について、報告という形で御説明させていただきます。

資料3-1を使用して説明させていただきます。

まず前提ですけれども、ブラジルについては現在、鳥インフルエンザに対するゾーニングが州単位でございます。この州単位のゾーニングを適用して家きん肉の輸入などを行っているのが現状でございます。今回の件につきましては、このゾーニング単位の縮小という、これまでアメリカやEUについても実績のあるリスク評価ということで、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針を決めてございますが、このプロトコルの2、既に適用経験があるものとして分類されてございますので、本部会への報告という形で御説明いたします。

今回の報告でございますが、大きく3つのパートに分けてございます。1つ目は背景、2つ目はブラジルの家畜衛生体制、3つ目で総合評価という形で説明します。

まず1ページの1、背景についてです。

ブラジルから輸入される生きた家きん、家きん肉については、2021年、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ—以降「NAI」と申し上げますが、これらについて州単位のゾーニングをする形で現在、家畜衛生条件を締結して、運用されています。

2023年5月にブラジルの家畜衛生当局より、同国から輸入される生きた家きん、家きん肉等についてNAIのゾーニング単位を州から市町村へ縮小してほしい旨の要請を受けてございます。その後、我が国として質問票を送付して回答を接受し、本年2月に担当者が現地調査に行き情報収集して、ブラジルに対して市町村単位のNAI——高病原性と低病原性を併せたものでございますが——のゾーニングを適用した場合の我が国へのNAIのリスク侵入評価について定性的な評価を実施してきました。

これから家畜衛生体制等について説明してまいります。お手元に表を用意していただきたいと思っております。今から省略形でいろいろな説明があります。例えば「MAPA」はブラジル農畜産省を指しますよとか、ブラジルについてはいろいろな関係部局の名前、それからいろいろな証明書が出てきます。ですからお手元にこの省略語の表を用意していただかないと途中でまごつかれるかと思っておりますので、お手元にこれを用意していただきながら説明を進めさせていただきます。

それでは、ブラジルの家畜衛生体制等に対する情報を説明いたします。

資料3-1の2、評価事項の(1)ブラジルにおける市町村の概要を御覧ください。

市町村は州の下位単位でございます。州については26州1特別区域となっており、その下に5,570あるということになります。面積は州によりばらつきがありますが、家畜肉等の主要な生産州における市町村の平均面積は、HPAI発生時に設定される発生農場周囲半径10キロのコントロール区域を包含できる面積となっております。

(2) ブラジルにおける家畜衛生体制でございます。

獣医体制としましては、農畜産省——これからはMAPAと申しますが——の5つの事務局のうち、動植物衛生事務局（SDA）が家畜衛生及び公衆衛生を担当しています。SDAは更に7つの部局に分かれておりまして、このうち動物衛生局（DSA）が家畜衛生、動物製品検査部局（DIPOA）が公衆衛生を担当しています。

公衆衛生については、MAPAの事務局であるSDA及びその直轄組織であるDIPOAが国際貿易及び州の間の貿易を目的とした全ての食用、非食用の動物製品について、と殺、食肉処理、加工処理及び衛生証明書発行といった全ての生産段階を管轄しています。

MAPAの公衆衛生部局であるDIPOAは、動物製品検査サービス（SIPOA）とローカル連邦検査サービス（SIF）を有しています。SIPOAは各管轄地域内の施設をDIPOAのガイドラインに従って管理し、また、SIFの活動の評価とフォローアップを行っています。現地の検査ユニットはSIFですが、このSIFはDIPOAに登録されていると蓄場及び動物製品製造業者で組織されています。SIFのメンバーには公的獣医師などが含まれておりまして、施設の監視、DIPOAが発行するガイドラインや規則に従った公的チェック、証明書発行、と蓄前後検査を担当しています。SIFの検査対象施設は3,281か所あり、全ての食鳥処理場にはSIFが常駐する形で公的監視が行われている状況でございます。

2ページに移ります。

家畜衛生についてでございますが、MAPAの動物衛生局（DSA）が国レベルで調整を管轄し、更にMAPAは各州に技術的及び行政的機能を持つ地域事務所として連邦農業農業監督局（SFA）を持っています。

各州政府には、家畜衛生対策の実施に特化した技術的及び行政的自治権を持つ州獣医サービス（SVS）を組織する権限がございます。州内での家畜衛生に係る活動の直接の責任はSVSにありまして、連邦の各州代表であるSFAがSVSの活動を監督しています。SVSの業務は地方獣医ユニット（LVU）により実行され、中央ユニットと地域ユニッ

トが各地域における活動をコントロールしている状況でございます。

次に、2ページの真ん中辺、②検査診断施設の説明をさせていただきます。

MAPAは6つの公的検査機関を有しております。このうちサンパウロ州にあるLFDA-SPと呼ばれる施設がNAI—今回お話になっています高病原性と低病原性の鳥インフルエンザですが、これの公的診断施設になっています。ほかにもLFDA-RS、LFDA-PEという施設がございますが、これはアクティブサーベイランスのスクリーニング検査を実施していきまして、こちらで検査が陽性となった場合は、先ほど申しましたLFDA-SPという公的診断施設で分析が実施されます。LFDA-MGという施設もあるんですが、これは次世代シーケンサーによる全ゲノム解析解析を実施することが可能になってございます。こういった施設も使いながら、基本的にはLFDA-SPで検査をする。こういったシステムを通じて検査分析を依頼した公的獣医サービス（SVO）をへ通知されます。

これが難しいのは、公的獣医サービスというのは連邦がお願いする場合もございまして、州がお願いする場合もございまして。全てを含めて公的と言っています。今回、市町村でお願いされる場合もあるんですが、それらも含めて、出されたものに対して中央の公的診断施設であるLFDA-SPが診断を下した上で返す形になっているというのが今のシステムでございます。

次に、（3）家畜及び家畜製品の平時の管理の①農場におけるバイオセキュリティです。

国家家畜衛生プログラムに、1,000羽以下の鳥類飼養施設を除く施設の管理方法が定められていて、バイオセキュリティの遵守と農場の登録が義務付けられています。施設の登録及び監査はSVO——先ほど申しました公的獣医サービスですが——が行い、所在地、鶏舎数、飼養羽数、定期的な立入検査時のバイオセキュリティ遵守状況等の情報がシステムに記録されます。

2パラ目に移ります。

対象となるのは育雛農場、肉用鶏農場、採卵鶏農場及び観賞用の鳥であり、鳥の種類は鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる、まがも、がちょうとなっています。

登録を受けるには、防鳥ネットの設置や車両消毒等のバイオセキュリティ対策が求められます。

一番下のパラです。

1,000羽以下の鳥類飼養施設についても遵守されるべき基本的なバイオセキュリティ基準が示されています。農場の登録の要否については州によって異なっています。主要な日本向け家きん肉輸出州でありますサンタカタリーナ州においては、飼養羽数にかかわらず全て登録が義務付けられてございます。なお、1,000羽以下の鳥類飼養施設からの輸出は認めないと決められています。

3 ページ、②トレーサビリティについてでございます。

まず、農場において家きんは群で区分されておりまして、全ての群の出入り記録、ワクチンや投薬歴等の情報は追跡可能となっております。

2パラ目でございます。

ブラジル国内では、犬猫を除く全ての動物の移動にはSVSにより発行される動物移動許可証（GTA）が必要であり、農場の情報、報告対象疾病発生の有無、ワクチン接種記録及び発行獣医師による臨床検査所見が記載されることになっています。重要疾病の発生時などにはGTAの発行が停止されます。

3パラ目です。

また、食鳥処理場及び食肉処理場においては、鶏群ごとの追跡が可能になるよう生産システム及びトレースシステムを保有する義務があります。また、査察可能な記録を作成し、全ての販売記録を保存する義務がございます。施設におけるトレーサビリティシステムの実行と有効性は公的機関によって評価され、事業者は製品の受取り、製造、出荷の全ての段階におけるトレーサビリティが確保された状態でのみ商品の販売が可能となっております。

③動物由来製品の移動に関する規則でございます。

動物製品及びその原材料の移動は、輸送前後に車両等を消毒、洗浄しなければならず、また、適切な温度管理が必要となっております。

国際貿易を目的とする動物製品については、DIPOAに登録された施設で製造される製品である必要がありまして、輸出先国との間で定められた要件を満たす場合のみ輸出することが可能なシステムになってございます。

次に、（４）食鳥処理場及び食肉処理施設の認定要件等でございます。

①施設認定でございます。

関係法令により、食鳥処理場及び食肉処理施設における構造要件や衛生要件が定められてございます。生産能力や製品を考慮した目的に対し、適切に設置されていない限り操業してはならないという規定がございます。

②輸出向け施設の認定です。

こうした施設は申請書をD I P O Aへ提出し、D I P O Aは輸入国の要件を満たすかを確認し、輸入国当局に施設の登録申請をすることを許可します。輸入国が施設を認可した後、D I P O Aはその施設をシステムに登録し、施設は二国間で合意された衛生証明書様式にアクセス可能になります。施設認定権限がブラジルにある場合には、D I P O Aが輸入国の要件を満たすか確認した後に、輸入国に通知します。

次のパラです。

施設が輸入国の要件を遵守しなかった場合、認可の停止や取消しとなることがあります。食鳥処理場はS I Fにより常時監視され、それ以外の食肉処理施設等は定期的に監査を受ける形になってございます。

4ページ、2の(5)輸出についてでございます。

①農場から食鳥処理場への移動でございます。

農場から食鳥処理場へ生体を移動する場合には、S V S又はS V Sの認定した獣医師により発行されるG T A及び農場の衛生管理を担当する民間獣医師(M V S)により発行される衛生広報(S B)が必要になります。M V Sはブラジル及び輸入国の条件に従い、鶏群ごとに群の記録や検査機関の結果、臨床検査に基づき評価を実施し、出荷前72時間以内にS Bを発行します。S Bを伴わない鶏群は、と殺禁止とされています。S Bには、通報疾病の発生の有無や飼養期間における疾病の兆候の有無について記載される必要がございます。食鳥処理場から製品が出荷される際の衛生証明書は、食鳥処理場へ輸送された際のG T A及びS Bに基づき発行されます。

食鳥処理場は、と殺スケジュール、S B、S V Oによる鶏群の監督履歴、G T A等をS I Fへ提出する必要がございます。

②輸出検疫です。

食鳥処理場において、S I Fがと殺前後検査及び衛生証明書の発行を行っています。

と殺前検査について、書類審査はと殺前日に行われ、ロットごとのS Bやと殺スケジュール、サルモネラ検査結果を含む情報が施設からS I Fに提供されます。S Bは疫学情報、検査機関による診断、臨床症状等について確認・評価されます。書類審査及び臨床検査は、S I Fチームの長である連邦査察官(A F F A-M V)やS I Fの獣医師(M V)によって実施され、許可が出た場合のみと殺可能となります。

食鳥処理場においてN A Iを疑う特定症状が認められた場合等には、S I FはL V U、

S I P O Aの長及びその食鳥処理場を管轄する部局に即時に通報します。なお、食鳥処理場におけるアクティブサーベイランスは、S V Oから指示があった場合、D S Aがガイドラインを事前に作成し、サンプリングが実施されることとなっています。

と殺後の検査はアシスタントによって行われ、最終的な評価は公的獣医師が行うことになっています。

③衛生証明書の発行でございます。

衛生証明書は、製品の国内又は国際移動の際に発行されるもので、国際衛生証明書（C S I）、国内衛生証明書（S C S N）、動物製品宣言（D C P O A）、移動許可書（G T）が含まれます。このうちC S I、C S N、G Tは、M A P Aの下部組織であるS I F、証明書センター（C C）、又は国際農業サーベイランスユニット（V I G I A G R O）により発行され、D C P O Aは施設により発行されます。

5 ページです。

施設は衛生証明書の発行当局に対し、必要となる要件を担保する書類及びD C P O Aを提供し、衛生証明書や移動許可書の発行を依頼します。当局により要件を満たしていることが確認された場合のみ、衛生証明書や移動許可書が発行され、施設は製品を移動することが可能となります。特にC S Iは、A F F A - M Vがサインすることとされています。

④食用殻付き卵の輸出検疫です。

殻付き卵の輸出については、輸出を希望する農場若しくは農場を管轄する企業がS I Fに対して検査を依頼し、S I Fは輸入先国の要件が満たされているかを確認します。確認が取れた場合、農場はD C P O Aを発行し、M A P Aの下部組織であるC Cに衛生証明書の発行を依頼します。D C P O Aはシステムで発行され、輸出希望農場や施設が日本向け輸出停止地域に所在する場合、システム上でD C P O Aや衛生証明書の発行が停止されることになっています。

2の（6）輸入動物検疫を御覧ください。

V I G I A G R Oが輸入動物検疫を担当しており、書類審査、現物検査、必要に応じ精密検査が行われます。生体の家きんの輸入は、ブラジル当局が指定した農場からのみ輸入可能となっており、輸入後はM A P A認定検査施設におけるP C R検査等が実施され、陰性であった場合のみ国内移動が許可されます。

（7）N A Iに係る法令です。

ブラジルにおいても我が国同様、家畜衛生に関する規則、法令が整備されておりまして、

NAI に関しては国家家きん衛生プログラム、サーベイランス、防疫措置、農場登録等に関する規則・法令が整備されています。

続きまして（8）診断方法です。

パッシブサーベイランスでは、スワブのサンプルからPCR、ウイルス分離、シーケンス、病原性や亜型の判定を行っています。アクティブサーベイランスでは血清サンプルを用いた抗体検査を行い、陽性の場合、スワブサンプルを用いた分子検査を行います。

NAI の公的診断施設であるLFDA-SPは、2016年以降、鳥インフルエンザ及びニューカッスル病のWOAHのレファレンスラボラトリーとして認定を受けています。

続きまして、（9）サーベイランスです。

①パッシブサーベイランスについてでございますが、関係法令にブラジル当局に通報する義務のある疾病が規定されており、疫学状況や公的な措置の必要性から、カテゴリー1から4に分類されています。NAI を含む全ての鳥インフルエンザは、疑いのある時点で通報が義務付けられるカテゴリー1に分類されており、全ての鳥類における発生が通報対象となっています。

通報義務は全ての市民及び動物疾病診断に関わる専門家に課され、通報義務を怠った場合の罰則は、SVSにより州ごとに定められています。

6 ページに移ります。

致死率や臨床症状等が通報基準に当てはまる場合、通報者はSVOに必要な情報を提供します。通報を受けたSVOは12時間以内に現地へ入り、臨床検査を実施し、患者の可能性があると判断された場合はサンプリングと検査機関でのPCRを行います。なお、ブラジルでは簡易キットによる現地における検査は行っておりません。

疾病の発生が確定した場合、WOAHへの通報、及び第3国との規定に準じ第3国への通報が行われます。また、DIPOAは、発生により輸出が停止される国に対する衛生証明書の発行を停止します。

②アクティブサーベイランスです。

アクティブサーベイランスは、MAPA、関係省庁及び関係団体の協力の下に策定されたAI、NDサーベイランス計画に基づき実施されています。

6 ページ半ば、商用施設におけるサーベイランスでございます。

鶏、七面鳥、あひる及びうずらを1,000羽以上飼育している農場を対象とし、ブラジル全体を地理的要因、生産状況、行政的要因から7つの地域に分けて実施しています。農場

は蓄畜種の感受性、生産サイクル等に応じリスク分類され、ハイリスクの農場の数に応じ検査対象農場数が決定されます。サーベイランスは、渡り鳥との接触がない時期の方が農場における感染が検知可能であるとの理由で、渡り鳥が渡来しない6月から11月に重点的に実施されます。

6 ページの半ば下、自家消費用の農場におけるサーベイランスです。

A I 伝播において重要なカモ目、チドリ目等の存在、北半球から来る渡り鳥、農場の密度、商用農場が存在する地域の4つの基準に基づき、サーベイランスを実施する地点のリストが作成され、実施されています。

③野生動物サーベイランスです。

パッシブサーベイランスは家きんと同様、全ての野鳥において、疑わしい事例が確認された場合SVOへ通報することが義務付けられています。アクティブサーベイランスは無症状の野鳥を対象として、教育機関、研究機関、環境保護機関等が監視、サンプル採取を実施しています。MAPAは、通報フローや検査機関へのサンプル送付方法などを示したガイドラインを提供しています。

野鳥でHPA I が確認された場合、環境当局の許可を得て、SVOは臨床症状を認める野鳥の殺処分、死体等の埋却等の措置を講じ、更に周辺地域における死亡鳥の検査を実施します。更にSVOは発生地半径10キロメートルのあらゆる鳥類を飼養する農場、家きん農家、家きん飼養施設について立入調査を行います。臨床的、疫学的調査がハイリスクの農場、エリアに対し実施され、臨床症状を呈している鳥の通報について注意喚起が行われます。

7 ページの上、④サーベイランス結果です。

パッシブサーベイランスについて、2022年までの検査結果は全て陰性でしたが、2023年5月に野鳥において初めてHPA I 感染が確認されました。

アクティブサーベイランスの結果は、HPA I 以外の鳥インフルエンザについて一部陽性となりましたが、商用施設、自家消費農家、野鳥のいずれも全てのサンプルがHPA I 陰性でした。

2の(10)NAI発生への対応を御覧ください。

①緊急事態国家システムの発動です。

MAPAは関係法令に基づき、緊急時対応計画を作成し、緊急チームを組織する責任を持ちます。更にMAPAは緊急事態国家システム(SINEAGRO)を設立しており、

NAIなどの緊急疾病発生時は本システムが発動されます。SINEAGROは農水大臣が指揮する政治・行政レベル、SDAが指揮する戦略レベル、DSAが指揮する戦術レベル、そして実行レベルで構成されます。実行レベルの活動は、臨時で組織される動物衛生緊急オペレーションセンター（COEZOO）により行われます。COEZOOはSVSとMAPAによって組織されておりまして、特にSVSは現場の活動の管理と実行を担います。

また、緊急事態の規模が大きい場合、SINEAGROは防衛省や地域開発省、環境省、健康省及び司法省からも協力を得ることができる形になっています。

②制限区域の設定と各区域における措置でございます。

NAI発生時の制限区域は、原則として発生施設の3キロ圏内が「周辺区域」、3キロから10キロメートル圏内が「サーベイランス区域」として設定されまして、発生施設では殺処分、死体や畜産物の処分、施設の清掃や消毒等が行われ、周辺区域及びサーベイランス区域では移動制限や立入調査等が行われます。このほか10キロメートルから25キロメートル圏内が保護区域として設定され、必要に応じて防疫措置を講じることが可能となっています。各区域は地理的要因や生産農場の特徴、動物の密度等により縮小、拡大可能であり、COEZOOにより決定されます。

③立入検査です。

NAI発生時、周辺区域では3日ごとに、サーベイランス区域では7日ごとに区域内の鳥を飼養する全ての施設に対して立入調査が実施され、臨床検査及び施設における鳥の飼養状況が確認され、疾病の臨床兆候や早期通報義務、課される防疫措置について指導が行われます。臨床症状を呈している鳥はサンプリングを行います。

8ページに移ります。

④自家消費農場における発生への対応です。

商用農場と同様に、殺処分及び施設の清掃、消毒が行われますが、移動制限等その他の措置は、必ずしも全ては講じられません。立入調査は鳥の飼養密度や疫学的状況に応じ行われる場合があります。また、発生地域では、バイオセキュリティ強化や早期通報を促すキャンペーンが実施されます。

(11) ワクチンポリシーについてです。

ブラジルでは、関係法令に基づき鳥インフルエンザの予防的ワクチン接種は基本的に禁止されており、疾病の発生確認、疫学状況の評価、分析を基にDSAの承認を得た場合の

み使用できる形になってございます。

緊急ワクチンについては緊急時対応計画に記載されており、疾病発生、ワクチンの量的及び質的な見積り、疫学状況及び生産システムをD S Aが分析した上で接種可能となっております。

最後に、総合評価です。8ページの3、まとめでございませう。

(1) 評価結果です。

①N A I の発生予防、早期摘発及び封じ込めのための家畜衛生体制が整備されています。

②N A I の緊急対応計画が整備されており、N A I が発生した場合であっても、迅速かつ適切に防疫措置が講じられれば、発生が、発生農場周囲に設定される周辺区域及びサーベイランス区域内に封じ込められる可能性が高い。

③家きん肉の最終製品から由来農場を特定可能な仕組みが整備されており、発生市町村由来の製品が誤って我が国向けに輸出される可能性が低い。

④生産農場から衛生証明書の発行に至るまで、N A I ウイルスに汚染されている家きん肉等が我が国向けに輸出されるリスクが提言低減される措置が講じられている。

このように考えられました。

このため、ブラジルにおけるN A I 発生時に、ブラジル家畜衛生当局から提供される情報により迅速かつ適切に防疫措置が講じられ、発生が周辺区域及びサーベイランス区域を越えてまん延していないことを我が国家畜衛生当局が確認できた場合、適切なリスク管理措置を講じることにより、N A I の発生に伴う輸入停止措置の範囲を市町村に縮小することは適当であると考えられます。

(2) 講じるべきリスク管理措置でございませう。

輸入停止措置を市町村単位で導入するためには、N A I の発生時に発生が周辺区域及びサーベイランス区域内で封じ込められて水平感染していないこと、あるいは水平感染が起きている場合であっても感染が当該市町村内に限定されていることを確認する必要があります。したがって、このことがブラジル当局からの情報提供により確認されるまでの間は、輸入停止措置の範囲を州に維持する必要があると考えています。

このため、現在運用されているブラジルから我が国向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等の家畜衛生条件で規定されている要件も踏まえ、市町村単位へのゾーニングの適用要件として、発生状況の確認に加え、以下事項の確認を行うこととしたいということで、9ページに入っておりますが、(a) 発生農場における家きん等のとう汰、移動制限、

施設の消毒等の適切なまん延防止措置が講じられていること。(b) 発生農場を中心とした周辺区域及びサーベイランス区域が設けられ、移動制限やサーベイランス等の適切なまん延防止措置が実施されていること。(c) 発生農場の疫学関連農場が直ちに特定され、当該農場においても移動制限等の適切なまん延防止措置が講じられていること。これらについて確認を行うこととしたいと思っております。

なお、市町村単位のゾーニングを適用した後であっても、地理的に近接した市町村で更に同時多発的にN A I の発生が続発するなどブラジルが行う封じ込め措置が有効でなくなり、市町村を越えて水平感染による感染が拡大したことが疑われる場合には、輸入停止措置の範囲を再び州に拡大する必要があると考えています。

なお、発生が限定的なものになっている場合であっても、発生農場周辺に設定される周辺区域及びサーベイランス区域が隣接する市町村に及ぶことは通常起こり得ることと我々としては考えています。このため、市町村単位のゾーニングを適用する場合に、輸入停止措置の対象範囲については、発生農場が所在する市町村のみならず、周辺区域及びサーベイランス区域が及ぶ市町村も考慮して決定する必要があると考えております。

以上が事務局からの説明でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

本件について、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

○日高オブザーバー 市町村のイメージが資料3-2にあるんですけども、東京23区で619平方キロメートルで、その上、主要生産州であるところの平均が書いてあるんですけども、ということは、この市町村というのは東京23区よりも狭い地域と捉えてもよろしいんですか。

○松尾室長 そうです。

ただ、先ほど最後に申し上げましたように、カバーした範囲が少しでも越える場合はそれ以外の市町村も含めて停止措置の対象と考えるということで、ちょっと広く取る形になります。

○日高オブザーバー 要するに、その発生したところを中心にして市町村が何か所かというイメージなんですね。

○松尾室長 はい。実際にはそういうことが多々あるかと思っています。

○日高オブザーバー ということは、ここに書いてありますけれども、10キロメートルの

コントロール区域である場合314平方キロメートルということですから、おおむね10キロ圏内という……

○松尾室長 そこを含む市町村全体が。うまくカバーされていれば1市町村だけで済みますよ、ちょっとでもはみ出すと……

○日高オブザーバー いや、イメージとしてですよ。市町村までした場合に、1つというイメージがあるんだけど、そこは複数というイメージで。先ほど20キロメートルのやつも書いてありましたよね。20キロが……

○松尾室長 サーベイランス等を行う地域と、書いてございました。

○日高オブザーバー 10キロから25キロ圏内が保護区域として設定されると書いてありましたけれども、おおむねそのぐらいの大きさということで、全部含めて25キロぐらい、保護区域までというイメージですかね。

○松尾室長 周辺区域とサーベイランス区域も含めて今、考えていますので、その区域ということですよ。

○日高オブザーバー もう一つ、市町村まで縮めるというのは、どういうメリットがあるんですか。

○松尾室長 ブラジルについては、現在の冷凍鶏肉の輸入量の7割を占めています。日本の消費を守る一方で、同時に家畜衛生を守るという観点で、安全かつ安定した供給体制という形でメリットがあると考えています。

○日高オブザーバー そこまで縮めないと日本に鶏肉の安定供給ができないということですよ。

○松尾室長 そうした方が、食料安全保障という方ではいいであろうと考えています。

一方で、先ほどから申し上げておりますように、実際の実行体制としてそれで問題があるのであれば、もとに戻すことも考えています。州に戻すということですよ。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○津田臨時委員 3ページの上から4行目にSVSによって発行されるGTAのことが書いてあるんですけども、このGTAというのはどこまでの移動ですか。農場から農場への移動、あるいは農場からと場への移動、全てを含むのかどうか。

もう一つは、このGTAの発行対象は、農場から移動する動物だけなのか、それとも農場で飼われている全ての動物なのか。その辺ちょっと教えてください。

○松尾室長 後段の問いからになりますけれども、これは基本的に動物の移動のときに発

行されるもの——生きたものですね——と考えています。

それで、農場からの移動……。ちょっと確認させてください。非常に多様な証明書が発行されているんですが、G T Aの適用範囲はちょっと私ども、今すぐ確認できませんので、これは確認してお答えします。

○津田臨時委員 パスポートと違うのか。単なる移動証明なのか、それとも個々のパスポートなのか、その辺ちょっと調べてください。

○松尾室長 E Uと同様、E Uの場合も農場の管理獣医師が動物の移動に関しては証明書を出しますけれども、G T Aもそういったものと我々は捉えてこの評価書を作っていますが、その適用範囲についてはもう一度確認させてください。回答します。

○稲垣部会長 ほか、いかがでしょうか。

筒井先生、よろしくをお願いします。

○筒井臨時委員 御説明いただいた中で1つ質問したいんですけれども、6ページのアクティブサーベイランスのところで、渡り鳥が飛来しない時期にやるということであったかと思うんですけれども、これは日本の考え方と少し違うのかなと思ひまして、何か理由があるのか、もし分かれば教えていただきたいと思ひます。

○松尾室長 アクティブサーベイランスというのは1年中行ってはいるんですけれども、重点的に行うのが6月から11月と伺っています。6月から11月という時期は渡り鳥の飛来の初めの時期と少し重複していますが、基本的には渡り鳥が過ぎた後、農場に残っているウイルスを検知するという意味合いで実施されているものと私どもでは理解しております。

日本の場合は防疫指針に基づいて定点モニタリングという形でやっていると思ひしておりますが、その点は実際にブラジルでやっているやり方。定点もやりながら、強化的にやるのが6月から11月という形でございます。

○筒井臨時委員 なるほど。見逃したものを拾っていくという意味でやっているという理解でよろしいでしょうか。

○松尾室長 はい。

○筒井臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲垣部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○日高オブザーバー 同じ6ページの上の方で、ブラジルでは簡易キットによる現地における検査は行っていないということですが、日本は一応やりますよね。その辺りはどうなんですか。

○松尾室長 これはやり方の違いだと思っております、最終的な判断は、先ほど申しましたように1か所、ナショナルラボラトリーで検査して最終的に判断するというやり方なので、中間判断をしないというやり方なんだと理解しております。最終判断のつけ方については、WOAHの基準にあるやり方と同様ですので、そこは問題ないと考えています。

○日高オブザーバー この辺りのやり方は、その上にも「12時間以内に現地へ」うんぬんと書いてありますけれども、日本と全然違いますよね。日本は結構迅速にやりますよね。やはりこれは国によって違うということですか。

○松尾室長 国によって違います。ここは最終判断までのやり方ですし、ブラジルの場合には1つの機関で最終確定判断をするというやり方を取っている。それはナショナルラボで、WOAHに認定された施設だから多分そうしているんですけども、それでやるというやり方をしています。

ただ、さっき説明しましたように、実際ここの検査が遅れている場合等、どうやら怪しいぞというときに我々が実際どうするかというと、その間は輸入しないという形になります。ちゃんと判断を下してもらわないと輸入できなくなりますので、そこは判断してくれと我々から要求します。

去年5月からブラジルでも野鳥で発生しまして、6月に我が国は初めて止めたんですけども、その際にも最終判断が出ていない時期がございました。その間は実際に手続を止めていました。全土。はっきり州単位でいけると分かってから「州」ということで対応しましたので、市町村についても同じような形で、最終的にきっちり分かるまではそこを認めないという形が適用されると考えています。

○稲垣部会長 そのほか、いかがですか。

オンラインの委員の方は、よろしいですか。

ないようでしたら、この議事を終了させていただきます。

ここで事務局に進行をお返しします。

○松尾室長 ありがとうございます。

本日は熱心な御議論を頂きまして、大変ありがとうございます。

私ごとでございますが、後半ちょっと声がかすれて、大変失礼いたしました。

また、最初のアメリカの議題では事務局の手違いで古い方の答申案を出してしまって、ウェブにおいても紙で配付したものについても間違いがあったこと、大変申し訳ございませんでした。ここでもう一度お詫びさせていただきたいと思っております。

最後に、課長の沖田から御挨拶を申し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

○沖田課長 委員の皆様、ウェブで御参加の皆様も併せて、本日は熱心な御議論をありがとうございました。

本日、答申を頂きました米国とフランスにおいてのアフリカ豚熱発生時のゾーニングの適用の件に関しましては、答申を頂いたこの評価結果を踏まえて、これから両国と実際の条件の協議をして家畜衛生条件を締結し、輸入条件を決定していきたいと思っております。

また、ブラジルにつきましては既に州単位のゾーニングは適用しているところですが、これを市町村単位にまで縮小することにつきまして、本日、御説明させていただきました方針、評価を踏まえましてブラジルと条件の詰め、市町村に縮小する場合にどのような条件が必要かといった詳細を詰めて、その条件の改正を行っていききたいと思っております。

また、今回の審議とは趣旨を異にしますが、ASFにつきましては日本への侵入を是非防がなければならないと思っております。冒頭熊谷審議官から説明させていただきましたとおり、隣国で起こっておりますので、日本への侵入リスクは非常に高いと認識しております。水際での措置をしっかりとやっていくこと、それから国内の生産者、関係者の皆様には改めてバイオセキュリティを高めることについて、都道府県を通じて我々からもしっかりお願いしていきたいと思っております。

それらを組み合わせ、また、一般の方につきましても情報発信等しておりますが、御注意いただきながら、ASFを日本に侵入させないことについて万全を期していきたいと思っております。

これらに関しまして委員の皆様にも御指導、御協力を頂くことがあろうかと思っております。その節はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○松尾室長 第3議題のGTA、津田委員から御質問がありました点については、調べた上で各委員にメールの形で回答させていただきます。

それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第67回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時07分 閉会